

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

ヨーロッパ協同組合法規則に関する覚書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2006-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 多木, 誠一郎, Taki, Seiichirou メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1105

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ヨーロッパ協同組合法規則に関する覚書*

多 木 誠一郎

目 次

はじめに

1 SCE法規則の成立

(1) SCEが必要とされる背景

(2) 歴史的経過

2 総説

(1) 適用規定

(2) SCEの基本構造

3 SCEの設立

4 SCEの目的と事業

(1) 目的

(2) 事業

5 一体性の原則

(1) 組合員＝顧客

(2) 例外

6 資金調達

(1) 概説

(2) 投資証券

7 議決権の付与

(1) 原則

(2) 例外

(3) 非利用目的組合員

結びに代えて

* 本稿は、平成 17 年度科学研究費補助金（「協同組合における外部監査の研究：中央会監査と会計士監査における最近の変化を受けて」課題番号 17730056）に基づく研究成果の一部である。

はじめに

「ヨーロッパ協同組合法に関する2003年7月22日付理事会規則 (Verordnung(EG) Nr.1435/2003 des Rates vom 22.Juli 2003 über das Statut der Europäischen Genossenschaft(SCE))」(以下、「SCE法規則」ないし「ヨーロッパ協同組合法規則」という。)が、2003年7月22日ヨーロッパ連合理事会で承認され成立した。SCE法規則とともにヨーロッパ協同組合法を構成する理事会指令(「労働者参加に関してヨーロッパ協同組合法を補完する2003年7月22日付理事会指令 (Richtlinie 2003/72/EG des Rates vom 22.Juli 2003 zur Ergänzung des Statuts der Europäischen Genossenschaft hinsichtlich der Beteiligung der Arbeitnehmer)」。以下、「SCE法指令」という。)も同時に承認されている。これによりヨーロッパ連合(EU)の域内市場で超国家的に活動できるヨーロッパ協同組合(Societas Cooperativa Europaea;SCE)という新たな法形式が創設された。

同じく超国家的法形式であるヨーロッパ株式会社(SE)について規整するヨーロッパ株式会社法規則については、わが国でも詳しく紹介・検討がなされているのに対し⁽¹⁾、SCE法規則については、これまでほとんど触れられていない⁽²⁾。そこで本稿ではSCE法規則を取り上げる。具体的には、わが協同組合関係者の間で伝統的に関心の高い事項を紹介しつつ、ささやかな考察をする。なおSCE法規則の条文は各

(1) 笹川敏彦「ヨーロッパ会社法における設立——合併方式による設立を中心に——」関学 55 卷2号 47 頁(平成 16 年)、及び同論文 54 頁注(19)に掲げられている諸文献。

(2) SCE 法規則を邦訳・解説するものとして、上田廣美「ヨーロッパ協同会社法(上)(下)——規則(Règlement 1435/2003/CE)——」亜大 39 卷2号 167 頁・40 卷1号 251 頁(平成 17 年)がある。同論文では、SCE は「協同会社」と訳されている。「会社」という訳語により、もはや協同組合ではないということを暗に示唆されているとも考えられ、興味深い。なお 1992 年段階の規則案については、正井・後掲注(4)419 頁—422 頁、1993 年段階の規則案については、石塚秀雄「ヨーロッパ協同組合法の成立と問題点」協同組合奨励研究報告 20 輯 465 頁(平成 7 年)で、紹介・解説されている。

国語版で微妙な違いがあるが、本稿ではドイツ語版の条文を用いる。

1 SCE法規則の成立

(1) SCEが必要とされる背景

世界的にみて経済社会で最も大きな地位を占めているのは、株式会社をはじめとする資本会社である。しかしそれ以外でも、種々の団体が活動している。協同組合は、その重要な1つとして挙げることができる。とりわけヨーロッパでは協同組合は、共済組合・アソシエーションとともに、広く市民権を獲得している「社会的経済 (économie sociale)」の主たる担い手である。

本来的には協同組合は第一義的には人的結合体であり、構成員同士が顔の見える組織であり、それほど大規模になることは予定されていなかった。しかし協同組合も連合組織といった第2次以上の組織を形成したり、合併をはじめとする組織再編を通じ、大規模公開会社に匹敵するほど大規模化するし、経済のボーダレス化とも相俟って実際にそのような協同組合も少なからず存在する。EU域内も例外ではなく、国境を越えて域内市場（共同市場）でより自由に協同組合を設立し、活動する必要性が高まっていた。すなわち経済的枠組みは国境を超えているにもかかわらず、それに対応すべき法的枠組みは立ち後れていた⁽³⁾。確かにEU加盟国間では、EU理事会指令の国内法化あるいはそれ以前に、協同組合に関する共通の伝統によって類似の法的基盤があり、このような必要性

(3) Vgl. Reiner Schulze, 1. Kapitel Einführung: Die Verordnung über das Statut der Europäischen Genossenschaft (SCE) in: Reiner Schulze (Hrsg.) „Europäische Genossenschaft (SCE) – Handbuch, Baden-Baden, 2004, Kap 1 Rn. 2.

にある程度応えることはできた。しかし当然のことながら加盟国ごとに法規整の内容が異なる事項もあり、例えば異なる加盟国の法に依拠して設立された協同組合からなる企業グループを形成し、国境を超えて活動するための法的基盤は不十分であった。そこで超国家的法形式であるヨーロッパ協同組合という法形式の創設が、待ち望まれるようになったのである。

EU域内で超国家的に活動する団体のために、SCE法規則成立前既に2種類の法形式が用意されていた。1つは、「ヨーロッパ経済利益団体の創設に関する1985年7月25日付理事会規則」によって創設されたヨーロッパ経済利益団体（EWIV）である⁽⁴⁾。他の1つは、既に触れた「ヨーロッパ株式会社法に関する2001年10月8日付理事会規則」（以下、「SE法規則」ないし「ヨーロッパ株式会社法規則」という。）によって創設されたヨーロッパ株式会社（SE）である。3つ目の法形式がSCEである。前2者の法形式では、協同組合が有する特徴を十分に発揮できないため、SCEという法形式が新設された。これにより協同組合にとっては、他の法形式とりわけ株式会社と同等の条件でEU域内において競争していくための法的基盤が整備されたことになる（SCE法規則検討理由(2)－(6)も参照）。

(2) 歴史的経過

ヨーロッパ協同組合という法形式を創設しようとする具体的な試みは、1970年代に遡る。ヨーロッパ経済共同体農業協同組合制度一般委員会（COGECA）、ヨーロッパ共同体消費者協

(4) ヨーロッパ経済利益団体については、正井章彦『EC 国際企業法——超国家的企業形態と労働者参加制度——』（中央経済社、平成6年）9頁以下に詳しい。

同組合協会 (EURO-COOP)、及びヨーロッパ仕入協同組合連合 (UGAL) の3協同組合団体が、ヨーロッパ協同組合法試案を1975年提案したが、法案提出権を有しているヨーロッパ委員会による法案作成には至らなかった。その後時が流れ1990年、協同組合諸団体によって組織されるヨーロッパ協同組合協会協同組合法調整委員会 (CCACC) は、上記1975年試案をもとにして新たに、「ヨーロッパ協同組合協会によるヨーロッパ協同組合法試案」を提案する。この1990年試案に大幅に依拠し、1992年3月6日ヨーロッパ委員会は「ヨーロッパ協同組合法に関する理事会規則案」をヨーロッパ連合理事会に提出する。これに対し1992年5月経済社会委員会 (Wirtschafts- und Sozialausschuß) による意見表明がなされ⁽⁵⁾、そこでなされた修正提案を委員会は一部取り入れ、1993年7月規則案が修正された (規則案修正版)。

ヨーロッパ委員会は当初協同組合のみならず、社会的経済の主たる担い手である共済組合・アソシエーションを含めて社会的経済企業として、1つの法で規整しようとした。しかし経済社会委員会によって表明された意見では、そのように規整すると各社会的経済企業が他の同企業に対して有するアイデンティティを放棄しなければならなくなるという。この意見に従いヨーロッパ委員会は、3つの法形式それぞれに分けて規則案を提案したが、その1つが上記理事会規則案である⁽⁶⁾。

(5) SCE 法規則に経済社会委員会が大きな影響を与えた点につき、Regine Hagen-Eck, *Die Europäische Genossenschaft*, Berlin, 1995, S.40-43 参照。

(6) 他の2つの法形式であるヨーロッパ共済組合 (ME)、ヨーロッパアソシエーション (EA) という法形式を新設するための理事会規則 (及び労働者参加に関する理事会指令) は未だ成立していない (EU における社会的経済企業については、<http://europa.eu.int/comm/enterprise/entrepreneurship/coop/index.htm> 参照)。

1990年代半ばまでにはヨーロッパ協同組合という法形式の基本的特質は明確になっていたにもかかわらず、ヨーロッパ連合理事会でSCE法規則が承認されるのに、なお約10年もの歳月が必要になった。主たる原因は、ヨーロッパ株式会社法規則の審議遅延である。同法を巡っては労働者の共同決定について、とりわけドイツの反対により意見の一致を得られなかった⁽⁷⁾。共同決定は、——SCEに固有の問題もあるものの——SEにおいても基本的には同様の扱いであるため、SEにおける意見の一致を待たなければならなかった。2001年にSE法規則の成立後上記（「はじめに」）の通り、2003年にヨーロッパ連合理事会でSCE法規則（及びSCE法指令）が承認され成立した。

2 総説

(1) 適用規定

SCEに対して優先的に適用されるのは、SCE法規則である。とはいうものの規則の条文数は僅か80条に過ぎず、SCEに関するあらゆる事項を規則によって規整することは予定されていない。そこでSCEには如何なる規定が、如何なる順序で適用されるのかが問題になるが、この点について規則で明定されている（SCE法規則8条1項）。このような規整の仕方は、SEの場合と同じである（SE法規則9条1項）。SCE法規則に次いで適用されるのは、SCEの定款である。もともと規則が明文をもって授権する場合に限られる。最後に、SCE法規則が規整

(7) SE法規則の歴史的経緯については、野田輝久「ヨーロッパ株式会社法の成立とその評価——ドイツ法の視点から——」青山経営論集37巻4号241-244頁（平成15年）参照。

していない領域について、又は部分的には規則が規整している領域ではあるが、その領域のうち規則が規整していない事項については、以下の順序で適用される。第一に、特にSCEに関する共同体の措置を適用するに際し、加盟各国が制定した法規定である。規則で示された基準に基づき、規則を補充すべく加盟各国が定める法規定が、主として想定されている。第二に、SCEの本店所在国の法によって設立された協同組合に適用される当該加盟国の法規定である。同協同組合に関する規定を準用するという意味である。第三に、SCEの本店所在国の法によって設立された協同組合と同一条件で、SCEの定款である。

このようにEU加盟各国がSCE法規則を補充するために特に制定する法や、加盟各国の国内協同組合法が、SCEの組織設計で大きな役割を果たす。そうするとSCEという同じ法形式であっても、本店所在国がどこであるのかによって組織設計に小さくない差異が生じることが予想されるのは、SEにおいて指摘されているのと同じである⁽⁸⁾。その結果既存の国内協同組合とSCEのどちらの法形式が、協同組合の設立を企画する者にとって魅力的かを巡って、2つの法形式の間で競争が起こるのみならず、本店所在国の異なるSCE間でも同様の競争が起きるであろう⁽⁹⁾。

(2) SCEの基本構造

SCEは法人であり（SCE法規則1条5項）、取引の結果生じる権利義務はSCEに帰属する。SCEの名称には、SCEという法形式をとる組織であることを明確に表すため、「SCE」という

(8) 野田・前掲注(7)260頁参照。

(9) Vgl.Schulze,a.a.O. (Fn.3) ,Kap.1 Rn.35-37.

付加語が協同組合名に付される（同5条4項）。

SCEは、資本が持分に分割された団体（Gesellschaft）である（SCE法規則1条2項1文）。協同組合では組合員の加入・脱退に伴って、持分の払込みないし払戻しが生じ、これにより資本が増減するのが一般的である⁽¹⁰⁾。SCEでも組合員数の増減に伴い、資本は増減する（同項2文）。資本が人に従属する同項という意味で、「資本に対する人の優位」原則（同規則検討理由(8)）の表れである。

最低資本金はSEでは12万ユーロであるのに対し（SE法規則4条2項）、SCEでは3万ユーロである（SCE法規則3条2項）。SCEは超国家的に活動することが予定され、規模も小さくないと考えられるが、資本の側面からいえば相対的には大規模ではない。

組合員の責任は、払込済出資金額に制限されるのが原則である。もっとも異なる定めを定款に置いた場合には、この限りではない（SCE法規則1条2項3文）。例えばドイツ協同組合法やわが旧産業組合法に定めのある無限責任・保証責任の定めを置くことも可能である（ド協6条3号、旧産組2条）。もっとも有限責任でない場合には、協同組合に組合員として参加しようとする者は実際には多くはなかろう。責任組織のあり方は取引の相手方にとって重要な事項のため、原則的な形態である有限責任の場合について、協同組合の名称に「有

(10) 脱退に際して出資に関わる持分が払い戻されるため、協同組合の出資は資本ではなく、負債に分類されるという見解が、国際会計基準審議会の定めた国際会計基準（IAS）第32号で平成15年に示された。もっとも同基準の解釈指針作成委員会（IFRIC）では協同組合の特殊性が認められ、厳格な条件を充たせば部分的に資本として扱われる（内田多喜生「協同組合出資は負債か資本か」[農林中金総合研究所]調査と情報216号22頁（平成17年）参照）。

限責任 (mit beschränkter Haftung) 」を示す語を付加しなければならぬ旨が明定されている (SCE法規則 1 条 2 項 4 文)。

3 SCEの設立

SCEの設立は、既存の法人の再編と原始的な設立の大きく2つの方式に区分できる。SEの設立が、合併・持株会社・子会社・組織変更といういずれも再編の方式で設立されるのとは異なる (SE法規則 2 条 1 項 - 4 項)。更にSEの設立当時者になれるのは既存の法人のみであるのに対し、SCEでは原始的に設立する場合には自然人も設立当事者になることができる。

SCEは超国家的に活動するが、超国家性という性格はSEと同様、設立段階でも貫かれている (SCE法規則 2 条 1 項)。まず原始的に設立する場合には、以下の3つの方式が用意されている。第一に、少なくとも2加盟国に住所を有する5人以上の自然人による設立である。第二に、①自然人、及び②(i)加盟国の法によって設立されたEC条約48条2項の意味での団体、又は(ii)公法・私法上の法人、合わせて5人以上による設立である。設立当事者が、(自然人であれば) 少なくとも2加盟国に住所を有し、又は(自然人以外であれば) 少なくとも2加盟国の法に服する場合に限る。第三に、①加盟国の法によって設立されたEC条約48条2項の意味での団体、又は②公法・私法上の法人による設立である。設立当事者が、少なくとも2加盟国の法に服する場合に限る。

次いで再編によってSCEを設立する場合には、以下の2つの方式が用意されている。第一に、加盟国の法によって設立され、本店(所在地)及び経営管理の中心(Hauptverwaltung)を共同体内(EU域内)に有する協同組合の合併による設立である。当事者

のうち少なくとも2協同組合が、異なる加盟国の法に服する場合に限る。第二に、加盟国の法によって設立され、本店（所在地）及び経営管理の中心を共同体内に有する協同組合の組織変更による設立である。他の加盟国の法に服する事業所又は従属組織 (Tochter)を、当該協同組合が2年以上有している場合に限る。再編方式が合併・組織変更に限られる点で、SEの場合と異なる。

4 SCEの目的と事業

(1) 目的

協同組合の特質を示す最も根本的なもの、すなわち協同組合を他の団体から区別する特質は協同組合の目的(Zweck)である⁽¹¹⁾。組合員の相互扶助を目的にする。これを団体的思考方法に従って協同組合と組合員間の関係に即していえば、協同組合は組合員に対する直接・最大の助成 (Förderung) を目的とする。SCEの目的も組合員助成にある。具体的には組合員ニーズの充足、及び (又は) 組合員の経済活動及び (又は) 社会活動の助成と明定されている (SCE法規則1条3項1文)。

伝統的には協同組合が助成すべき活動は組合員の経済活動であり、わが協同組合諸法もこの立場である。これに対しSCEでは助成の対象が拡大され、経済活動ではなく社会活動を助成することも許される (SCE法規則1条3項1文)。言い換えるとSCEは、経済的目的のみならず社会的目的の追求も可能である。もっとも国際協同組合同盟 (ICA) の定める協同組合の定義に見られる協同組合の目的と比較すると、SCEの目的は狭

(11) 拙稿「協同組合と株式会社——協同組合の商法準拠は株式会社への道か——」協同組合経営研究誌にじ608号11頁 (平成16年)。

い。ICA定義によると協同組合の目的は「経済的・社会的・文化的なニーズとねがいをかなえること」⁽¹²⁾であり、文化活動の助成も含まれているからである。いずれにせよ伝統的な経済的目的のみならず、非経済的目的をも目的にすることができる点で、SCEはICA定義と軌を一にする。これは、ヨーロッパで広く市民権を得ている社会的経済の考え方を考慮しようとするものと位置付けられる⁽¹³⁾。

協同組合本質論との関係でいえば、協同組合の経済的目的を重視するわが通説ではなく、少数説とされる生活原点論に依拠すると、協同組合としてSCEをより説明しやすい⁽¹⁴⁾。すなわちSCEを、経済的弱者が共通の経済的利益を追求することを目的とする経済団体とのみ捉えれば、SCEを矮小化する理解ということになろう。経済的目的のみを追求するSCEがあるのみならず、経済的目的とともに、あるいはそれに代わって——河野教授が「倫理的価値」という名称を便宜的に与えておられる——非市場的な価値である人間の幸福や福祉を追求する団体としてSCEを捉えることもできよう。

(2) 事業

助成目的を達成するために、協同組合は事業（Gegenstand）を行う。事業は助成目的を達成するための手段である。事業に関わる取引の中心は、組合員との取引である。SCEでは「と

(12) 邦訳は、日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則——ICA アイデンティティ声明と宣言——』（日本経済評論社、平成12年）による。

(13) Vgl. Volker Beuthien, Genossenschaftsgesetz mit Umwandlungs- und Kartellrecht sowie Statut der Europäischen Genossenschaft, 14. Aufl., München, 2004, SCE § 1 Rn. 2.

(14) 通説と少数説については、荷見武敬『協同組合学ノート』（家の光協会、平成4年）を参考にしながら議論する、河野直践『協同組合の時代——近未来の選択——』（日本経済評論社、平成6年）226—248頁参照。

りわけ⁽¹⁵⁾、SCEが行い、又は委託している活動の範囲内における財・サービスの提供、又は労務の提供に関する組合員との契約締結を通じて」助成が行われる（SCE法規則1条3項1文）。これにより——業法による規制は別にして——購買・販売・信用・共済事業を行うSCEのみならず、わが国では固有の法人格が一般的には認められていない労働者協同組合としてSCEを組織設計することも可能である。ヨーロッパではフランス・スペイン・イタリア等で、労働者協同組合に固有の法人格が付与されており、取り立てて注目するほどのことではないのかもしれない。

助成のための事業遂行はSCE自身が必ずしも行う必要はない。EU加盟各国の国内協同組合法によって設立された協同組合や他のSCEに資本参加し、あるいはSCEが子会社を設立し、子会社に事業遂行させることを通じて助成目的を追求することも明文で許容されている（SCE法規則1条3項2文・3文）。

5 一体性の原則

(1) 組合員＝顧客

協同組合の目的は組合員助成にあり、目的を達成するために協同組合は組合員に対して事業を行う。組合員側から見れば、協同組合が行う事業の利用を通じて自らの家計・事業に対する助成を受けるのが一般的である。そうすると①組合員は、同時に協同組合の顧客であり、反対に②協同組合は組合

(15) 「とりわけ」組合員との取引を通じて助成目的が達成されることが予定されているのであれば、経済的目的に対して社会的目的は副次的と考えられているのであろうか（Vgl.Schulze,a.a.O. (Fn.3) ,Kap. 1 Rn.12）。

員以外の者に対して事業を行わない、言い換えると協同組合の事業を利用しようとする者（顧客）は、組合員でなければならないことになる。社員（組合員）＝顧客の一体性といわれるところである。

SCEでは上記①の意味では、一体性は原則として要求されている。SCEの組合員は、SCEの顧客、被雇用者、若しくは供給者でもあり、又は他の方法でSCEの事業活動に結びつき⁽¹⁶⁾がなければならない（SCE法規則検討理由(10)）。SCE法規則では顧客以外にも被雇用者等も明確に掲げられているが、これは労働者協同組合ほか種々のタイプの協同組合をSCEとして組織設計できるからであろう。上記②の意味でもSCEでは、一体性は原則として維持されているといえないこともないが、下記(2)の法的状況に鑑みると一体性の原則は大幅に緩和されているという方が、より適切ではなかろうか。

(2) 例外

一体性の原則には例外が知られている。広く知られているのは上記②の例外である。協同組合を利用しようとする者でも、必ずしも組合員である必要はない。員外取引（Nichtmitglie-

(16) 原則として協同組合の行う事業と何らかの結びつきを有することが、「組合員たる地位を決定付ける（正当化する）地位（mitgliedschaftsbestimmende Position）」である（Vgl. Harry Westermann, Betriebsbezogene Mitgliedschaft bei Genossenschaften, in: Kurt Ballerstedt/Wolfgang Hefermehl (Hrsg.), Festschrift für Ernst Geßler zum 65. Geburtstag 5. März 1970, München, 1971, S. 286-287; derselbe, Die Umwandlung einer Genossenschaft mit beschränkter Haftung in eine Aktiengesellschaft, in: Gotz Hueck/Reinhardt Richardi (Hrsg.), Gedächtnisschrift für Rolf Dietz: im Auftrag der Freunde und Schuler, München, 1973, S. 85）。協同組合の行う事業の顧客であることや、同事業に被用者として従事することは、結びつきの代表的な形態である。

dergeschäft) の途が開かれている。わが協同組合諸法では員外取引を適法に行うための要件として、——概には言えないが——員外取引を許容する旨を定款に定めることに加え、員外者に対して行える事業の分量制限が法定されている（水協11条6項、中協9条の2第3項、農協10条25項。なお生協12条3項—5号）。これに対しSCEでは、定款に異なる定めがない限り、組合員でない第三者はSCEの活動を要求したり、SCEの活動に参加することはできない（SCE法規則1条4項）。定款に定めさえすれば、その他には何らの制約なく員外取引が許容されており、わが法よりかなり柔軟である。そうすると出資をしてSCEの組合員になるメリットは、どこに求めればよいのであろうかという疑問も生じる。

上記①の例外として、協同組合の利用ないし——労働者協同組合をはじめとする生産協同組合では労務の提供——を目的としない者も組合員になれる場合がある。わが中小企業等協同組合法による企業組合では、労務の提供を目的としない特定組合員が存在する（中協8条の2）。専ら投資目的で組合員になることも可能である（同7条2号3号）。SCEについては「SCEの本店所在国の法が認めている場合には、物の利用又は生産及びSCEによるサービスの利用又は提供が問題にならない（nicht in Frage kommen）者を投資（非利用）目的組合員（investierende（nicht nutzende）Mitglieder）として許容する旨を定款で定めることができる」（SCE法規則14条1項3文）。これにより本来の利用目的組合員に加え、投資目的のみで組合に参加する組合員という2つのグループから組織される協同組合としてSCEを組織することが可能になる。ドイツで実務上発

展してきた物的協同組合 (kapitalistische Genossenschaft) の欧州規模での発展の途が開かれたといえよう⁽¹⁷⁾。

6 資金調達

(1) 概説

伝統的には協同組合は経済的弱者の集まりであり、組合員から十分な資金を調達することは期待できない。資金調達の困難さが、協同組合が株式会社に法形式を変更する要因の1つであると指摘されてきたところである⁽¹⁸⁾。このような弱点を克服すべく、SCEでは投資目的組合員を認めている(上記5(2))。更に組合員資格を表章しない投資証券の発行が認められている(SCE法規則64条)。投資目的組合員は組合員すなわちSCEの構成員であるが、投資証券の所持人はSCEの構成員ではなく、単なる資金提供者にすぎない点で異なる。投資証券の取得によって組合員たる地位は与えられないのである。わが協同組織金融機関における優先出資者とは(優先出資3条)、資金提供者であるが組合員たる地位を与えられていない点で共通する。

(2) 投資証券

組合員たる地位とは関係ない投資証券として、持分ではない有価証券及び組合債券を定款の定めによりSCEは発行できる(SCE法規則64条1項)⁽¹⁹⁾。投資証券を引き受けることができるのは、組合員及び外部の第三者である。投下資本の回収を

(17)Vgl.Lothar Vollmer,Die kapitalistische Genossenschaft,Berlin,1995,S.6-9.

(18)Martin Luther,Joint Stock Company,Co-operative,in:Eberhard Dülfer(ed.),International Handbook of Cooperative Organizations,Göttingen,1994,p.511.

(19)Vgl.Beuthien,a.a.O.(Fn.13),SCE § 64 Rn. 1-3.

確実にすべく、証券の償還について定款で定めることも差し支えない。投資証券の発行総額は、定款で定めた額を超えることはできない（同条3項）。これにより組合員が払い込んだ出資金に対し、投資証券により調達された他人資本が、最高どのような割合を占めうるのかを明確にできる。定款に記載できる発行総額の上限をSCE法規則は定めておらず、他人資本の額が払込済出資金額を上回ることも考えられる。定款の定め又は発行の際に定められた条件で、投資証券の所持人に特別利益を付与することができる（同条2項）。特別利益として例えば、貸分に対するよりも高い利率、SCEとの取引に際しての有利な条件設定が考えられる。

投資証券は組合員たる地位と無関係であり、所持人は組合員総会で投票権を有しないが、組合員総会に参加することは可能である（SCE法規則58条2項）。発言権と提案権は与えられる。これとは別に定款の定めにより、投資証券の所持人は特別会議（Sonderversammlung）を構成する。特別会議は、投資証券所持人の権利・利益に関わる組合員総会の各議決に先立って意見表明できる。その前提として特別会議は、組合員総会が開催される前適時に、総会決議案について情報提供を受ける必要がある。特別会議で表明された意見は、特別会議の代理人によって組合員総会に伝達される。伝達された意見は組合員総会に対して拘束力を有さず、証拠目的のために組合員総会の議事録に記載されるにすぎない（同64条4項）。

7 議決権の付与

(1) 原則

協同組合は、「資本に対する人の優位」原則に依拠している。その1つの表れが民主的運営であり、議決権付与に関しては「1組合員1議決権」が原則である（SCE法規則検討理由(7)・(8)参照）。SCEにおいても各組合員は、1議決権を有するのが原則である（同59条1項）。すなわち議決権数は、持分数（出資額）、組合員たる地位を有する期間、SCEとの取引規模等に関わりない。

(2) 例外

1組合員1議決権原則はSCEでは大幅に緩和され、例外が広く認められている（SCE法規則59条2項）。以下の3つに分けられる⁽²⁰⁾。第一に、例外の中で最も一般的なものである。SCEの本店所在国が認めている場合に限り、定款の定めによりSCEは組合員に複数議決権（Mehrstimmrechte）を付与できる。付与基準はSCEの活動に参加している程度であるが、資本参加割合を基準にすることはできない。具体的には①組合員たる地位を有する期間、②SCEの機関又はSCE事業における榮譽職としての協力、③SCEとの取引規模が、基準として考えられる。複数議決権という例外的な議決権付与がなされる場合でも、資本参加割合による付与という資本団体の基準によらないのは、「資本に対する人の優位」原則を維持しようとしているからであろう。付与される複数議決権数には、最高限度の定めがある。

1組合員あたり5議決権か、あるいは議決権総数の30%のいずれ

(20)Vgl. Elie Alfandari/Bernard Piot, 4. Kapitel: Die Mitgliedschaft in der SCE, in: Schulze (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 3), Kap. 4 Rn. 33-35; Beuthien, a.a.O. (Fn. 13), SCE § 59 Rn. 1-4; Schulze, 5. Kapitel: Die Struktur der SCE, in: Schulze (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 3), Kap. 4 Rn. 75-78.

れか低い方が限度である⁽²¹⁾。SCEの本店所在国が認めている場合に限り、非利用目的組合員にも本基準により複数議決権を付与できるが、議決権総数の25%を超えることはできない（同59条3項）。このような形での複数議決権を利用するものとして、とりわけ第2次組織が予定されている。

第二に、SCEが金融・保険分野で活動する場合である。最も一般的な例外である第一の例外の更なる例外と位置付けることも可能である。複数議決権付与の基準であるSCEの活動への参加の程度について、第一の場合で許容されていないSCEへの資本参加割合を基準にすることも許される。当該分野では、事業遂行に特に多額の自己資本が必要になり、それゆえ危険資本たる自己資本への参加割合により、SCEの活動への参加の程度を計ることに、合理性が認められるからであろう。

第三に、SCEの組合員の過半数が協同組合である場合である。

(21) 最高限度の基準について、必ずしも明確でない点がある旨指摘されている (Beuthien, a.a.O. (Fn.13), SCE § 59 Rn. 2)。第一に、最高限度の基準とされる1組合員あたり5票について、①各組合員に付与されている基本的な1票とは別に追加的に配分される議決権数が5票（それゆえ1組合員あたり全部で6票）を超えてはならないのか、あるいは②基本的な1票を含んで5票を超えてはならないのかについて、明確ではない。第二に、もう1つの基準である30%基準についても、③付与される複数議決権数が全体として、議決権総数の30%を超えてはならないのか、あるいは④1組合員に付与される複数議決権数が議決権総数の30%を超えてはならないのかについても明確ではない。このように指摘した上で Beuthien は、第一の点については上記②の見解に好意的であり（断言していない）、第二の点については上記③の見解をとる。

第二の点で上記③の見解をとるにしても、第一の点との関連で不明確な点が残っている。第二の点でいう複数議決権数の意味が、第一の点で上記①あるいは②のどちらの見解をとるのかで異なってくる。例えば上記①の見解をとると、上記③の意味するところは、③"基本的な1票とは別に追加的に付与される議決権数が全体として、議決権総数の30%を超えてはならない"という意味になる。上記②の考え方をとると、上記③の意味するところは、③"基本的な1票を含んで複数議決権を付与されている者の有する議決権数が全体として、議決権総数の30%を超えてはならない"という意味になる。

複数議決権の付与が例外的に認められ、最高限度の定めがある本文中の第二の例外においても、上記と同じ意味で必ずしも明確でない点が残っている。

第二の例外と同様、第一の例外の更なる例外と位置付けることも可能である。複数議決権付与の基準であるSCEの活動への参加の程度について、①第二の例外と同様SCEへの資本参加割合のみならず、②組合員である各協同組合の組合員数を基準にすることも許される。

第二の例外や上記①の例外のように資本参加割合に基づいて議決権を付与するという考え方は、わが協同組合諸法は知らない。これに対し上記②のように会員協同組合の組合員数を基準にするという考え方は、わが協同組合諸法も知るところである。第2次組織である連合会で、会員協同組合の組合員数を基準にした複数議決権の付与が認められている（水協89条2項、生協17条1項、農協16条2項）。もっとも、わが法では追加的に与えられる議決権総数について上限の定めもありうるのに対し（水協施23条1項、農協施2条1項）、SCE法規則では——第一・第二の例外と異なり——複数議決権数に関する制限はない。

(3) 非利用目的組合員

非利用目的組合員への議決権付与⁽²²⁾についてSCEは、本店所在国の法に服する。本店所在国の法が議決権付与を認めていれば、定款の定めによって非利用目的組合員に議決権を付与できる。具体的にどのような基準で議決権を付与するのかは、本店所在国の法が定める枠内で定款によって定められる。ただし議決権総数の25%を超えて非利用目的組合員に、議決権を付与し

(22) Vgl. Beuthien, a.a.O. (Fn.13), SCE § 59 Rn.5; Schulze, a.a.O. (Fn.20), Kap.5 Rn.79.

てはならない（SCE法規則59条3項）。非利用目的組合員グループに与えられる議決権数の最高限度を定めることにより、利用目的組合員グループがSCEの支配権を有し続けることを保障するためである。具体的基準として、複数議決権を非利用目的組合員に与える場合に資本参加割合に依拠したり、あるいは最高限度をSCE法規則より低い割合に設定することも差し支えない。

結びに代えて

ヨーロッパ協同組合法規則は伝統的な協同組合理論に配慮しているものの、——超国家的法形式であるがゆえに生じる特殊な点を除いても——わが協同組合には見受けられない濃厚な資本会社的要素を内包している。伝統的な（古風な）協同組合理論に依拠しているわが協同組合研究者・実務家によれば、ヨーロッパ協同組合は、ヨーロッパ協同組合法規則の枠内で認められた組織設計のあり方如何によっては、もはや「協同組合」ではないという批判も考えられる。

濃厚な資本会社的要素を協同組合法が内包しているのは、ヨーロッパではヨーロッパ協同組合法規則に限られない。例えばドイツでも、とりわけ1973年協同組合法改正以降は、同じ傾向が見受けられる。その背景には資本会社との熾烈な競争がある。苦戦する協同組合が資本会社で発達した制度を積極的に導入しようとし、法もそれを後押ししているのである⁽²³⁾。わが国でも平成期に行われた協同組合諸法の改正は、EU加盟各国におけるのと同じ背景で——程度の

(23) 資本会社的要素を協同組合法に加味すれば、協同組合が抱える問題を必ずしも解決できるわけではなく、それどころかより深刻な問題を引き起こす可能性も考えられよう（Vgl. Das Recht der eingetragenen Genossenschaft: Ein Überblick, Berlin, 2002, S. 13-14, 17-18）。

差こそあれ——同様の方向にあるともいえる。してみればEU加盟各国による協同組合の捉え方の現れともいえるヨーロッパ協同組合法規則について考察することにより、わが協同組合諸法の今後の方向性を考えるに際し、有益な示唆を得ることができよう⁽²⁴⁾。

本稿はヨーロッパ協同組合法規則のうち、わが協同組合関係者の間で伝統的に関心の高い事項の一部を取り上げたに過ぎない。今後は本稿をもとにして、わが協同組合諸法を比較の視座に置きながら本格的に考察したい。

(24) 伝統的な協同組合とは異質であるヨーロッパ協同組合の考察を通じて、長年等閑に伏されている協同組合の法的意義を問い直すための糸口を見つけることもできよう。独占禁止法 22 条を手がかりにして協同組合の法的意義が従来考えられてきた(上柳克郎『協同組合法』(有斐閣、昭和 35 年) 4 頁注(3))。確かに同条各号に掲げられている諸要件は、国際協同組合同盟が定めた当時の協同組合原則に依拠している。しかしいうまでもなくこれらの諸要件は、独占禁止法の規制目的の観点から協同組合の意義を捉えているに過ぎない。加えて依拠した協同組合原則も、その後今日まで2度の改訂を経ている。このような点を考慮すると独占禁止法の規制目的とは関係なく、協同組合法ないし企業法独自の視点から協同組合の法的意義を再考する必要があるのではなからうか。